

### 1) 八右衛門家成立の経緯

江戸初期から代々与力を襲名して来た与力仁杉家の7代目幸計には、男子があったが与力職には向かないため、八丁堀の医師・宮地要三の長男・長之助を娘の婿養子に迎えた。宮地家でも長之助が医師に向かないと見られたのか、婿養子に出し、弟子を跡継ぎに迎えている。

仁杉家に入った長之助は、仁杉家代々の通字「幸」をとって幸堅を名乗り、家督を継ぎ、南町奉行所の与力となった。幸堅は家付き娘である妻との間に男5人、女1人をもうけたが、下のように女子1人以外は生後すぐ、あるいは2、3才で夭折してしまった。

長男孫太郎	明和2年(1765)	夭折	2歳
次男常五郎	明和7年(1770)	夭折	2歳
三男	安永6年(1777)	夭折	生後すぐ
四男	安永7年(1778)	夭折	生後すぐ
五男長之助	天明5年(1785)	夭折	3歳

天明7年(1787)、六男が生まれ常松と名付けた。しかしこれまで5人の男子すべてを失っている幸堅には、六男の無事成長に自信がもてなかった。この時幸堅は既に42才、このままでは六男にもしもの事があれば仁杉家の相続者がいない事になってしまう。

このため、幸堅は与力仲間の加藤九郎兵衛の三男・定三郎を娘の婿養子に迎え、仁杉家の跡取とした。二代続けての養子取りである。寛政6年(1794)3月の事である。

定三郎は見習与力となって養父幸堅に従い南町奉行所に出仕、翌寛政7年7月に本勤与力となっている。

ところが、丈夫には育つことが危ぶまれていた六男常松が丈夫に育った。養子に家督を継がせ、実子は部屋住み、または他家に養子に、という訳には行かない。幸堅は与力株をもうひとつ手にいれ、これを幸・に与え分家とし、常松には与力本家を相続させることにした。ここにもうひとつの与力仁杉家が成立したのである。

公(おおやけ)に旗本、御家人の株を売買する制度があった訳ではないが、裏ではかなり一般的に売買が行われていた。

「与力千両、同心百両」という言葉がある。与力の年俸はおよそ200石、金額にすれば200両くらいだから、千両は年収の5倍に相当する。

これより時代は下がるが、勝海舟の父親・勝子吉、川路聖謨など後に著名となった旗本も旗本株を買って世に出たのである。

幸・は後に仁杉家2代目の幸重の通称・八右衛門を名乗り、その子孫も八右衛門を襲名しているのので、「八右衛門家」と呼ぶことにする。

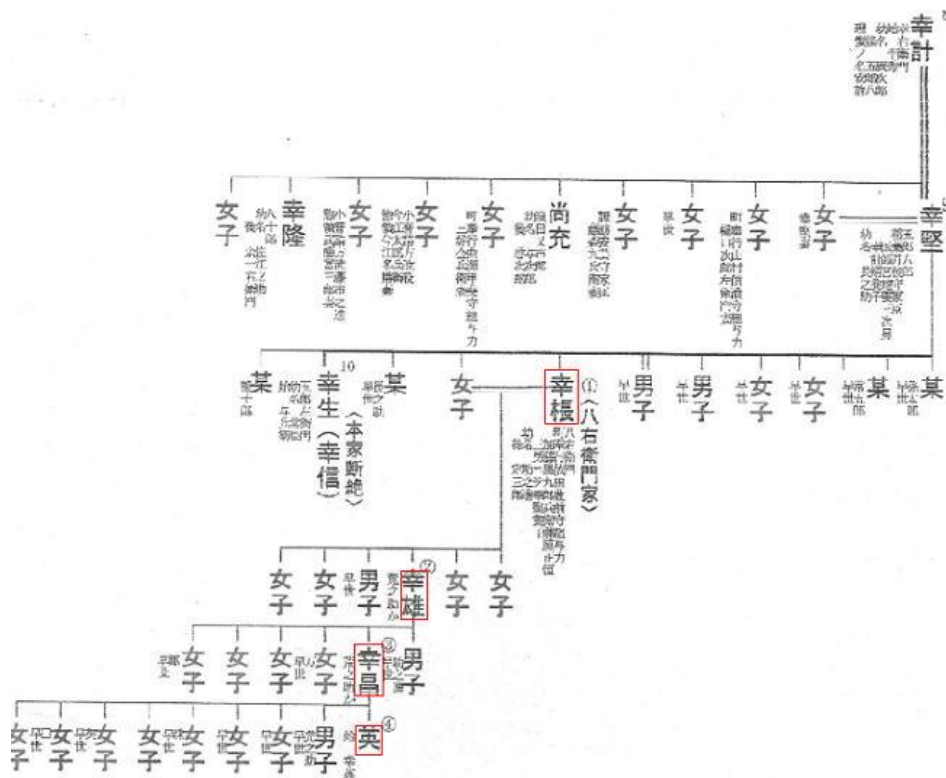
第3編 「仁杉五郎左衛門研究」で詳説するように、天保12年(1841)、五郎左衛門は天保飢饉の時のお救い米調達で不正があった疑いで投獄され、翌年正月早々に獄死を遂げた。そして3月21日、「存命ならば死罪」の判決が言い渡され、長男鹿之助、次男(養子)清之助は「父の科」により、それぞれ三宅島、八丈島に流罪の申渡しがあり、ここに江戸初期より代々与力職を継承して来た仁杉本家は断絶となった。

このため、当初は分家であった八右衛門家は、本家が断絶後は仁杉家の本流となって先祖から伝わる家宝、古文書類、代々の墓所などを引き継ぎ、後世に伝えることになった。

## 2) その後の八右衛門家

与力仁杉家は男子に恵まれず、2代続けて婿養子による相続となったが、別家として創立された八右衛門家は、実子による相続が4代続いた。

この家系では、家督相続前は五郎八郎を名乗り、家督相続して八右衛門を襲名して幕末まで続いた。



幸根には2男4女があり、長男幸雄が家督を相続して2代目八右衛門となった。幸雄にも2男4女があったが、長男が早世したので次男幸昌が家督を継いで3代目八右衛門となった。幸昌は2男7女に恵まれ、その長男幸英が与力見習として奉行所に出仕したが、明治維新となり、八右衛門の襲名はなかった。